

各種手当の現況届などの提出

特別障害者手当や児童扶養手当などの手当を受けている人（所得制限で支給停止の人を含む）に、現況届などを郵送します。

必要事項を記入・押印のうえ、期日までに提出してください。

提出は、平日のみ（児童扶養手当のみ一部土日も）受け付けます。

なお、期限までに提出がない場合は、手当の支給が停止します。また、この手続きを行わないまま2年が経過すると、受給権が消滅しますのでご注意ください。

| 郵送・提出物 | 郵送時期 | 提出期間(平日のみ) | 提出場所・問合せ |
|--------------------|------|----------------------|---|
| 特別障害者手当の現況届 | 8月中旬 | 8月9日(金) ～9月11日(水) | 障がい福祉課 (☎47-7298) 上石津・墨俣地域事務所 への提出も可 |
| 障害児福祉手当の現況届 | | | |
| 経過的福祉手当の現況届 | | | |
| 児童扶養手当の現況届 | 7月下旬 | 8月1日(木) ～30日(金) ※ | 子育て支援課 (☎47-7092) |
| 特別児童扶養手当の 所得状況届 | 8月中旬 | 8月9日(金) ～9月11日(水) | |

※児童扶養手当については、8月24日(土)・25日(日)の午前10時～午後3時も受付

～児童扶養手当の制度が変わります～

令和6年11月分(令和7年1月支給)以降の児童扶養手当について、所得制限限度額と加算額の引き上げが実施されます。

すでに手当の認定を受けている人(全部支給停止者を含む)については、8月中旬に提出する現況届の審査において、改正後の基準に基づいた手当額が計算されるため、申請などは不要です。

また、これまでの所得が限度額を超えているなどの理由から手当の認定を受けてこなかった人についても、10月末までに認定請求をすることで手当の支給を受けられる場合があります。

詳しくは、子育て支援課(☎47-7092)へ。

○全部支給および一部支給にかかる所得制限限度額の引き上げ

(単位:万円)

| 扶養親族の数 | 令和6年10月以前 | | | | 令和6年11月以降 | | | |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|-------|
| | 全部支給 | | 一部支給 | | 全部支給 | | 一部支給 | |
| | 収入 | 所得 | 収入 | 所得 | 収入 | 所得 | 収入 | 所得 |
| 0人 | 122.0 | 49.0 | 311.4 | 192.0 | 142.0 | 69.0 | 334.3 | 208.0 |
| 1人 | 160.0 | 87.0 | 365.0 | 230.0 | 190.0 | 107.0 | 385.0 | 246.0 |
| 2人 | 215.7 | 125.0 | 412.5 | 268.0 | 244.3 | 145.0 | 432.5 | 284.0 |
| 3人 | 270.0 | 163.0 | 460.0 | 306.0 | 298.6 | 183.0 | 480.0 | 322.0 |
| 4人 | 324.3 | 201.0 | 507.5 | 344.0 | 352.9 | 221.0 | 527.5 | 360.0 |
| 5人 | 376.3 | 239.0 | 555.0 | 382.0 | 401.3 | 259.0 | 575.0 | 398.0 |

※「収入」は給与所得を例として給与所得控除などを加えて表示した額

○第3子以降の児童にかかる加算額の引き上げ

| 本体額 | 全部支給 | 令和6年4月分～10月分 | | 令和6年11月分以降 | |
|--------------|------|----------------|------|----------------|------|
| | | 全部支給 | 一部支給 | 全部支給 | 一部支給 |
| 第2子 加算額 | 全部支給 | 10,750円 | | 10,750円 | |
| | 一部支給 | 10,740円～5,380円 | | 10,740円～5,380円 | |
| 第3子以降 加算額 | 全部支給 | 6,450円 | | 第2子加算額と同じ | |
| | 一部支給 | 6,440円～3,230円 | | 第2子加算額と同じ | |

審議会などの傍聴ができます

| | | |
|--|-------------|-------------|
| 第3回大垣公園等再整備基本計画市民検討委員会 担当：公園みどり課(☎47-8419) | | |
| 8/2(金) | 13:30～15:30 | 市役所4階 情報会議室 |
| ・新大垣城ホール機能と施設規模について ほか ※前半のみ公開 | | |
| 緑化審議会 担当：公園みどり課(☎47-8409) | | |
| 8/5(月) | 14:00～15:30 | 市役所4階 情報会議室 |
| ・大垣市みどりの行動実績および行動計画について ほか | | |
| 定例農業委員会 担当：農業委員会事務局(☎47-8614) | | |
| 8/5(月) | 14:00～ | 市役所8階 大会議室 |
| ・農地の権利移動や転用について ほか | | |
| 介護保険運営協議会 担当：介護保険課(☎47-7409) | | |
| 8/7(水) | 13:30～15:00 | 市役所4階 情報会議室 |
| ・大垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の進捗状況について ほか | | |
| まちづくり市民活動育成支援推進委員会 担当：市民活動推進課(☎47-7169) | | |
| 8/10(土) | 10:00～12:00 | 市役所8階 大会議室 |
| ・令和6年度市民活動助成事業(追加募集)の公開審議について ほか | | |

山の日の振替休日(8/12)は ごみ収集を休みます



問合せ クリーンセンター(☎89-4124)

| 収集日 | もえるごみ | もえないごみ ペットボトル | プラスチック製容器包装 (ボトル・カップ・トレイ) |
|---------------------------|----------------|------------------|------------------------------|
| 8/12 (月・振) | 収集を休みます | | |
| この日が収集日の区域は、8/15(木)に収集します | | | |

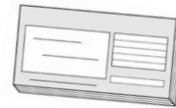
介護保険料の通知書を郵送

65歳以上の人に、令和6年度介護保険料の通知書(本算定)を郵送します。通知書が届いたら、保険料や納め方(特別徴収または普通徴収)を確認してください。

詳しくは、介護保険課(☎47-7406)へ。

特別徴収

- ▶対象/老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円以上の人
- ▶通知書/9月上旬に郵送
- ▶納付方法/年金から天引き
※原則、年金が年額18万円以上の人は年金から天引しますが、新たに65歳になった人や、他の市区町村から転入した人などは、一時的に普通徴収になる場合があります



普通徴収

- ▶対象/老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円未満の人
- ▶通知書/8月上旬に郵送
- ▶納付方法/納付書または口座振替 ※保険料を滞納すると、督促状が発行され、督促手数料や延滞金がかかる場合があります。また、滞納期間に応じて、介護保険サービス利用時の自己負担額が3割(所得の高い人は4割)になるなどの給付制限措置が行われますので、ご注意ください

令和6年度 所得段階別の年間介護保険料

| 所得段階 | 対象 | 保険料率 | 年間保険料 |
|-------|--|-----------|----------|
| 第1段階 | ①生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ②世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 基準額×0.285 | 21,682円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人 | 基準額×0.485 | 36,898円 |
| 第3段階 | 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人 | 基準額×0.685 | 52,114円 |
| 第4段階 | 本人が市民税非課税で、世帯内に課税者がいる人のうち、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 | 基準額×0.9 | 68,472円 |
| 第5段階 | 本人が市民税非課税で、世帯内に課税者がいる人のうち、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える人 | 基準額 | 76,080円 |
| 第6段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人 | 基準額×1.2 | 91,296円 |
| 第7段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人 | 基準額×1.3 | 98,904円 |
| 第8段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人 | 基準額×1.5 | 114,120円 |
| 第9段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人 | 基準額×1.7 | 129,336円 |
| 第10段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人 | 基準額×1.9 | 144,552円 |
| 第11段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人 | 基準額×2.1 | 159,768円 |
| 第12段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人 | 基準額×2.3 | 174,984円 |
| 第13段階 | 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人 | 基準額×2.4 | 182,592円 |